

## 風の子会役員報酬規則

定款第12条に定める理事、および監事の報酬について、定款第17条にもとづき、本総会はこの規則を定める。

- 1 理事、監事の職務に対する報酬は支給しない。

この規則は、平成25年6月15日から発効する。

平成25年6月15日風の子会定時総会にて制定

### 第 3 章 給与

#### 第 16 条 給与算定の基礎

職員の給与算定の基礎となる勤務の実績は、前月の 16 日から当月の 15 日までの実績とする。下記の書類により所長、事務局長が確認する。

- (1) タイムカード
- (2) 休暇簿（各種の有給の休暇は勤務実績あるものとする）
- (3) その他勤務状況を証明できるもの、交通機関の事故証明書等

#### 第 17 条 給与の支給日

職員の給与の支給日は毎月 25 日（土、日、祝日の場合はその前の週日）とする。

#### 第 18 条項 給与の支払い方法

給与の支払い方法は、職員の指定する銀行口座に振込む。

#### 第 19 条 常勤職員の基本給とその昇給等

##### 第 1 項 給与表

基本給は、その月の勤務実績がある場合に支給する。その月額の本規則別表 1 「給与表」にもとづき、職種、採用年齢、経験年数、各種の昇給降給により決定される号給の額とする。

##### 第 2 項 年次昇給

基本給は、勤続 6 か月を超えかつ毎年 4 月 1 日を経過するときに、1 号上位の号給に昇給する、これを年次昇給という。ただし、財政事情や処分決定等により、年次昇給を実施しない場合がある。

##### 第 3 項 降給

運営委員会の処分決定等により、給与表の該当する給与号給を下位の号給に降給する場合がある。

##### 第 4 項 特別昇給

会として、特別の功労を認めた場合、運営委員会の決定と理事会の承認により、即時に 1 号上位の号給への昇給を行うことが出来る。

##### 第 5 項 採用月の基本給

基本給は、採用日の属する月にかぎり日割りで与えるものとする。

（端数切上）

##### 第 6 項 常勤職員の採用時の号給格付けとその後の調整昇給

常勤職員の採用時の基本給は、1 号給（初任給）を 20 歳として、採用時年度当初の年齢と 20 歳との差の 2 分の 1（端数切上げ）の年数と 20 歳を合計した年齢に勤続があったものとして該当する給料号給の額とする。ただし、6 号給を上限とする。

さらに、本条第 2 項の年次昇給の規定にかかわらず、勤続 2 年経過後に迎える年

次昇給時に前年度より2号上位の号給に昇給する。これを調整昇給といい、実際の号給が年齢に対応する号給が低い場合で勤続2年ごとに繰り返す。ただし、調整昇給は5回をもって終了する。

#### 第20条 非常勤職員の時間給とその昇給

非常勤職員の給与は、時間給とし、当該月分の算定期間中の実績により計算する。その時間給の金額は、職種、勤続年数にもとづき、別表2「非常勤賃金表」のとおりとする。

なお、非常勤職員の時間給の年次昇給、降給、特別昇給については、前条の常勤職員の当該条項を準用する。

#### 第21条 賞与

第1項 賞与は6月1日在職のものに6月30日、12月1日在職のものに12月5日に支給する。年度途中採用者は、12月～5月の夏賞与期間、6月～11月の冬賞与期間の勤務開始月からの月割りで積算した額を支給する。契約期間を更新している非常勤職員は前期間から通算しこの規定を適用する。

第2項 (常勤職員)の賞与額の算定は、基本給の金額に一律の割合を乗じた金額とし、その割合は、財政状況を勘案してその都度、理事会が決定する。

第3項 非常勤職員の賞与額は、契約に指定された勤務日及び勤務時間から算定される給与の平均月額に常勤職員と同一の割合を乗じた金額とする。

第4項 第2項及び第3項の算定にあたっては、夏及び冬の各賞与期間中に、無給の休暇あるいは無給の休職があった場合は、その日数あるいは時間数が各賞与期間中の勤務日に占める割合の額を除算する。

#### 第22条 時間外勤務手当

##### 第1項 通常の勤務日

第4条 区分(2)の時間外勤務に従事した場合は、時間外勤務手当として、基本給の時間単価あるいは非常勤の時間給(以下「時間単価」という)の125パーセントを支給する。夜10時から早朝6時まで時間帯の時間外勤務は時間単価の150パーセントを支給する。

##### 第2項 通常の勤務日以外の日

第3条 区分(2)の通常の勤務日以外の勤務日に勤務に従事した場合で振替休日取得できない場合は、その勤務に対しては時間単価の125%を支給する。夜10時から早朝6時まで時間帯の時間外勤務は時間単価の150パーセントを支給する。

#### 第23条 その他の手当

基本給、賞与、時間外勤務手当の他に、職員に給付する手当は次の各号のとおりとする。

##### 1 常勤職員の業務手当

業務手当は月額2000円とし常勤職員に一律支給する。

## 2 運転手当

障害者の送迎のため車両の運転を担当する職員は、別に指定し、その危険性と責任を認め運転勤務実績のあるものに運転手当を支給する。

ア、常勤職員の運転手当は月額20000円とする

イ、非常勤職員の運転手当は週当たりの運転勤務日数に応じて常勤職員の金額を減額して支給する。

ウ、非常勤職員のうち、上記の職員の不足を補助し、臨時的に運転勤務に従事した職員には、1日の送迎運行につき1000円を支給する。

## 3 特勤手当

第4条 区分(3)の特別勤務に従事した場合は、第22条の時間外勤務手当の規定は適用せずに、特勤手当)を支給する。

ア、常勤職員の特勤手当は基本給の20分の1の額とする。

イ、非常勤の特勤手当は時間給の8時間分とする。

## 4 通勤手当

ア、常勤職員の通勤手当は自宅から勤務先までの最も妥当な通勤経路をとるものとし、その1カ月の定期代を給与と同時に支給する。

イ、非常勤職員の通勤手当は自宅から勤務先までのもっとも妥当な通勤経路をとるものとし、勤務日が週5日の場合は1ヶ月の定期代を、週4日以下の勤務の場合、往復の運賃実費あるいは一ヶ月の定期代を、給与と同時に支給する。

## 5 食費補助

夜7時を越える残業の時は夜食補助を200円支給する

## 6 職員の処遇改善のための公的助成金にもとづく手当

公的助成金等により、職員への給付を義務づけられた手当は、その助成制度にもとづき給与あるいは賞与にあわせて支給する。

### 第24条 無給の休暇の給与減額

無給の休暇の給与減額は、1日につき、基本給の25分の1

1時間につき、基本給の200分の1を減額する。

運転手当、業務手当は、その月に勤務があるかぎり減額しない。

### 第25条 常勤職員の欠勤の給与減額

この規則で職員に適用される休暇、休業、勤務時間の短縮、勤務の免除以外の欠勤は無給とする。常勤職員においては、1日について基本給、運転手当、業務手当等の固定給の25分の1を減額する。

### 第26条 常勤職員の遅刻早退の給与減額

常勤職員の遅刻早退は1時間で1単位で記録し、その月の給与締め期間内の遅刻早退の単位が4単位で基本給の25分の1を減額する。5単位以上となった場合は1単位毎に基本給の50分の1を減額する

第27条 給料表改定などの端数処理について

第1項 給料表の基本給の改定にあたっては一定算式により積算の結果生じた1円未満の端数は切り上げた額を給料表の額とする。

第2項 時間給、時間外手当等の手当を算出するときに積算の結果1円未満の端数が生じた場合は切り上げた額をその手当の額とする

第3項 給料、賞与又は手当の減額を算出するときに積算の結果1円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額をその減額すべき額とする。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	風の子会	事業年度	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
-----	------	------	------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
障害福祉サービス費	34,033,768 円
助成金	23,837,917 円
会費	44,000 円
寄附金	5,614,100 円
行事会費収入	0 円
作業売上高	816,757 円
受取利息	158 円
雑収入	1,993,380 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	66,340,080 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	0 円
	円
	円
	円
	円
合 計	0 円

## (3) その他

該当なし











書式第17号(法第55号関係)

特定非営利活動促進法第54条第2項に定める事項を記載した書類

(3)役員、社員、職員若しくは寄付者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む)

2020(令和2)年度分

取引先の氏名	法人と	資産譲渡の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他取引条件
			2020/8/7	1,000	定価にて譲渡
			2020/8/22	1,540	定価にて譲渡
			2020/12/15	35,990	定価にて譲渡
			2020/12/16	1,650	定価にて譲渡
			2020/12/16	1,760	定価にて譲渡
			2020/12/16	2,760	定価にて譲渡
			2020/12/19	1,300	定価にて譲渡
			2020/12/19	2,730	定価にて譲渡
			2020/12/19	1,980	定価にて譲渡
			2020/12/21	4,610	定価にて譲渡
			2020/12/21	4,010	定価にて譲渡
			2020/12/23	5,400	定価にて譲渡
			2020/12/28	5,710	定価にて譲渡
			2020/12/31	2,160	定価にて譲渡
			2021/3/15	1,080	定価にて譲渡

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	風の子会	チェック欄
-----	------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
②	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	7人	0人	0%	0人	0%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤		人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

各社員の表決権が平等である	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ○いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	○はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	風の子会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		7人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕			
田中 あけみ		理事		○							平成29年6月10日就任
岡本 裕介		理事		○							平成22年6月19日就任
井出 義文		理事		○							平成12年4月3日就任
小野塚 航		理事		○							平成23年6月18日就任
中嶋 仁		理事		○							平成30年6月9日監事就任、令和元年6月10日監事退任、理事就任
佐久間久仁子		監事		○							平成23年6月18日就任
渡邊 三恵子		監事		○							令和元年6月10日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	風の子会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
金銭出納帳	手書きノート	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト「ミロク简单会計」 使用、ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト「ミロク简单会計」 使用、ルーズリーフ	随時	7年
出金伝票	単票	随時	7年
入金伝票	単票	随時	7年
振替伝票	単票	随時	7年
給与台帳	エクセル使用、ルーズリーフ	随時	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	風の子会	ページ欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時にける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	風の子会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 ○する      しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	風の子会
-----	------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	○				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・○無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑤ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	風の子会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注事項1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 <small>(注事項2)</small>		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、 <u>所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。</u> )		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・○無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・○無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・○無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・○無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・○いいえ
---	----------------------------------	---------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・○いいえ
---	---------------------------	---------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・○いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・○いいえ
---	---	---------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・○いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・○いいえ